

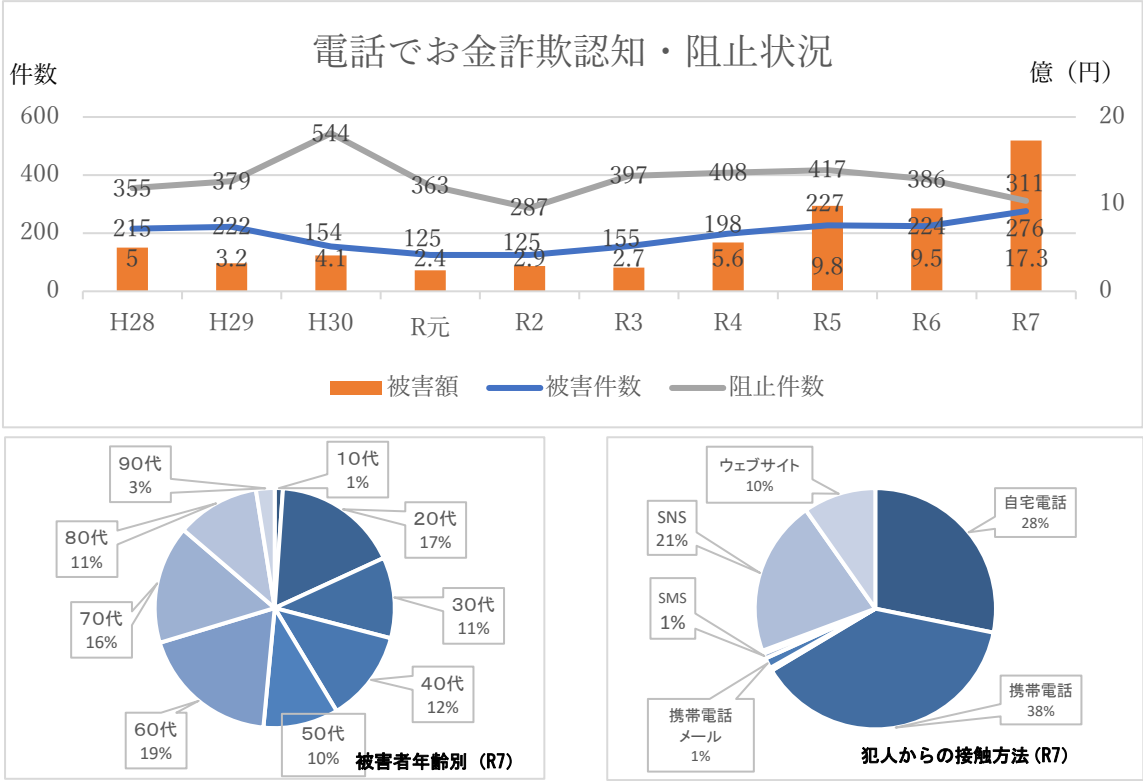
第3次長野県消費生活基本計画 ～令和8年度 重点的に取り組む施策～
電話でお金詐欺（特殊詐欺）等被害防止対策の推進

くらし安全・消費生活課

1 現状・課題

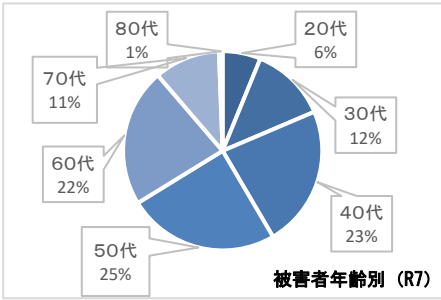
(1) 電話でお金詐欺

令和7年中の電話でお金詐欺被害状況は、被害認知件数 276 件（前年比+52 件）、被害額 17 億 3,399 万円余り（前年比+7 億 8,570 万円）と認知件数、被害額共に増加した。



(2) SNS型・投資ロマンス詐欺

令和7年中のSNS型投資・ロマンス詐欺の被害は、認知件数 178 件（前年比+37 件）、被害額 21 億 1,547 万円余り（前年比+ 3 億 6,025 万円）と認知件数、被害額共に増加した。 ※令和5年から統計開始



2 施策の方向性

- ・ 若年層から高齢者まであらゆる年代に向けた防犯指導・広報啓発を事業者や団体等と連携して行う。
- ・ 周囲が被害を阻止するため、高齢者を取り巻く子や孫世代に対する働きかけ等、家族や地域ぐるみの被害防止を推進する。
- ・ 犯人からの主な接触方法である自宅電話、携帯電話に対する各種電話対策を推進するとともに、各種啓発を通じ被害の入り口対策の徹底を図る。

3 取り組み内容

- ✓ 消費者被害防止対策推進会議構成団体等による広報啓発
電話でお金詐欺被害防止共同キャンペーンを開催し、県警とも連携してオール長野県で統一した広報啓発活動を実施する。
- ✓ 働き盛り世代に対するアウトリーチ型「訓練型講座」の開催
60歳以上の親、祖父母等がいる者に向けた講座を開催し、親族等を相手に電話訓練を行う。
- ✓ 各種電話対策等に関する取組の推進
固定電話に対する国際電話番号からの着信を受けないための対策、携帯電話に対する警察庁推奨アプリの利用促進等、各種電話対策に関する取組を推進する。

「長野県安全で安心なまちづくり指針」について

県民文化部くらし安全・消費生活課

近年、中山間地を含む県内各地で凶悪事件が発生しており、改めて防犯のあり方が問われています。こうした状況を踏まえ、防犯を視点としたまちづくり指針を策定（3月18日）いたしました。

本指針は、防犯まちづくりの専門家や犯罪心理学者、弁護士などの有識者からなる「長野県安全で安心なまちづくり検討会」での議論を踏まえ策定したもので、エリア別の防犯対策に加え、被害が増加している特殊詐欺対策や防犯カメラの設置・運用に関する考え方も示しています。

今後、本指針を基に、地域の皆さまと協働し、安全で安心な地域づくりを進めてまいります。

1 策定の経過

令和7年4月	「長野県安全で安心なまちづくり検討会」の設置
令和7年6月12日	第1回検討会の開催（指針の骨子案について検討）
令和7年9月3日	第2回検討会の開催（指針（素案）について検討）
令和7年11月5日	第3回検討会の開催（指針（案）について検討）
令和7年12月16日～ 令和8年1月14日	パブリックコメント（指針（案）に対する意見募集）
令和8年1月26日	第4回検討会の開催（指針（最終案）について検討）
令和8年3月18日	指針の決定

2 長野県安全で安心なまちづくり検討会

指針の策定に当たり、幅広くご意見をお聞きするために設置

氏 名	役職（令和8年1月26日時点）	備考
伊藤 聡志	「こどもを守る安心の家」登録者 （公社）日本防犯設備協会認定 総合防犯設備士	
岡本 かおり	清泉大学 人間学部 教授	
栗原 岳史	佐久法律事務所 弁護士	職務代理者
小林 万洋	長野大学 社会福祉学部・大学院総合福祉学研究科 教授	
齊藤 むつみ	（公財）長野県長寿社会開発センター 主任シニア活動推進コーディネーター	
染野 隆嗣	小川村長	
濱村 由美子	（公社）長野県防犯協会連合会 防犯女性部長	
樋野 公宏	東京大学大学院 工学系研究科 准教授	座長
布施谷 明子	長野県警察本部 生活安全部 首席参事官兼生活安全企画課長	
百瀬 敬	塩尻市長	

（氏名：五十音順、敬称略）

3 指針の概要

I 基本的な考え方

この指針は

- ・地域の防犯力の向上に向けた取組の参考として
- ・公共施設の新設、改修時における指針として
- ・既存施設の安全性を定期的に点検、評価する際のチェックリストとして

活用していただくことにより、県民の生活を犯罪の脅威から守り、誰もが安心して暮らせる地域社会の実現を目指します。

指針の視点

- ・犯罪を行わせないためのまちづくり
- ・犯罪被害に遭わせないためのまちづくり
- ・犯罪を見逃さないためのまちづくり

II エリア別の対策

構成：起こりうる事例、取り組んでいただきたい方、取組の方向性、具体的な方策（以下に記載）、評価と改善

1 学校や保育施設、習い事場など子どもの居場所

- (1)登下校時等の見守り活動の充実
- (2)施設の防犯強化
- (3)児童生徒や教職員、指導者等への防犯教育
- (4)通学路の安全点検と改善
- (5)関係機関との連携体制の構築

2 道路、公園、駐車（輪）場などの公共空間

- (1)見通しの確保と死角の排除
- (2)利用者の安心感を高める環境整備
- (3)防犯環境設計の導入
- (4)地域の連携強化

3 住宅地

- 【一戸建て、共同住宅共通】
 - ・玄関扉、インターホン、窓、駐車場等
 - ・地域ぐるみの防犯体制の構築等
- 【共同住宅】
 - ・共用出入口、エレベーターの機能強化等

4 商業施設

- (1)見通しの確保と死角の排除
- (2)非常通報装置の設置
- (3)出入口の管理
- (4)駐車（輪）場の安全対策
- (5)防犯教育と訓練

5 観光地やイベント会場

- (1)防犯環境設計の導入
- (2)人の集中・混雑への対応
- (3)駐車場対策
- (4)緊急時対応体制の整備
- (5)地域住民との情報共有

6 中山間地

- (1)地域防犯ネットワークの構築
- (2)情報共有と啓発活動の推進
- (3)緊急時対応体制の整備
- (4)農作物の盗難被害対策

※ 上記対策に併せ、多発している特殊詐欺被害の防止に向けて「だまされても被害に遭わせない」という本県独自の新たな視点の対策と、プライバシーに配慮した防犯カメラの設置の在り方を別立てで明記することで、長野県ならではの防犯の取組を打ち出している。

III 「だまされても被害に遭わせない」 特殊詐欺対策

- 取組の方向性
サイバー空間における詐欺を含め、単に「だまされない」だけでなく「だまされても被害に遭わせない」社会づくりを推進
- 具体的な方策
 - (1)家庭内における日常的なコミュニケーション
 - (2)AI、ICT等の活用の促進
 - (3)教育・啓発活動への参加と情報共有の促進
 - (4)孤立させない地域づくり（つながり）の推進
 - (5)関係機関と連携した取組

IV 防犯カメラについて

- 基本理念
撮影されたデータがプライバシーを侵害することのないよう、地域の安心感向上とプライバシー保護の実現に向けた環境づくりを推進
- 設置場所の選定
設置が必要な場所と着眼点を整理
- プライバシー保護
撮影範囲は必要最小限とする等
- 設置・運用に関する基準
映像の利用目的、録画保存期間、情報公開等